

富士宮駅南口ふれあい広場 出店者等募集

雑貨やパフォーマンスも
OK!!

富士宮市は、富士宮駅南口ふれあい広場のリニューアル整備に先立ち、キッチンカーの出店等、民間活力の活用が可能なかを調査するため、社会実験を行います。

つきましては、下記のとおり出店等希望者を募集しますので、下記URLより申し込みをしてください。



©富士宮市さくやちゃん



©富士宮市さくやちゃん

場 所 富士宮駅南口ふれあい広場
期 間 令和7年7月24日（木）～8月22日（金）
※1日単位での応募になります。

募集内容 飲食物等を販売する店舗・個人等
費 用 無料

応募締切 令和7年6月2日（月） 15時

応募条件 裏面参照

申込URL <https://logoform.jp/form/GgrE/ekinansyutten2>

出店場所位置図



二次元コードからも
申し込みできます。

お問い合わせ 都市整備課市街地整備係

0544-22-1171

tosei@city.fujinomiya.lg.jp

応募条件

- ・飲食物や雑貨等を販売する、若しくはサービスの提供やパフォーマンスを行う店舗、個人等で、申込者もしくは店舗等の住所が富士宮市または富士市内であること。
- ・1日あたり4スペースとし、同日に希望者が多かった場合には、抽選とする。そのうち2スペースは飲食店以外を優先する。
(似通った店舗とならないよう調整あり)
- ※6月9日までに決定メールを送付するので都市整備課からのメールが受信できるようにすること。
- ・使用スペースは、約30㎡(5m×6m)とする。
- ・車両の乗入れは可能であるが、車を取り入れる際には、歩行者に十分注意して通行すること。
- ・使用スペース以外には、来客用も含め、駐車場がないこと。
- ・応募は1日単位とし、時間は、9時～19時の間で使用者が決めることができる。申込の際に行政財産の目的外使用許可申請の手続きを行うこと。
- ・電源、水道、ガス等が必要な場合は、自ら用意すること。
- ・テントやテーブル等の貸出しは無いが、あらかじめ都市整備課が指定した範囲内であって、通行に支障の無い範囲であれば、自ら用意したテーブルや椅子を設置することは可能。
- ・使用者は、自らゴミ箱を設置し、発生したゴミを回収、処分すること。
- ・調理等で出火の恐れがある行為をする場合には、自ら消火器を用意すること。
- ・店舗等の形態により、必要な保健所の許可等、店舗の営業にあたり必要な手続き等を行っていること。申込時に営業許可証の写しを提出すること。
- ・暴力団、またはそれに与するもの、反社会的な組織との関係を有していないこと。
- ・当該地は、緊急時のトリアージ会場であるため、災害や事故等の対応に当該地を使用する場合には、使用を中止し、会場を明け渡すこと。
- ・会場内の事故(車両事故を含む)人身物損や盗難等の事故に関し、富士宮市は一切補償をしないことを了承すること。
- ・大きな音や振動、客が殺到する等により、周囲から苦情があった場合には、使用中であっても使用を中止してもらう場合があること。
- ・都市整備課が実施する使用者に対するアンケート、来客者に対するアンケートに協力すること。